

令和8年度 三宅町学校・地域パートナーシップ事業 子ども体験教室運営業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は「令和8年度 三宅町学校・地域パートナーシップ事業 子ども体験教室運営業務」の委託先を選定するための公募型プロポーザル実施に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 三宅町学校・地域パートナーシップ事業 子ども体験教室運営業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度 三宅町学校・地域パートナーシップ事業 子ども体験教室運営業務仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 事業規模価格（提案上限額）

1,450,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で契約するものとする。

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項の全ての要件を満たすものとする。

(1) 委託対象事業に関して、経験や知識、技術を有すること。

(2) 奈良県内において類似事業の活動実績を有すること。

(3) 奈良県における入札参加資格停止及び入札参加資格保留の措置を受けていないこと。（公告日から受託候補者特定の日まで）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 4 スケジュール

本プロポーザルの日程(予定)は以下に示す通りである。

項目	日程(予定)	備考
公募の開始	令和8年 4月20日(月)	ホームページ掲載
質問の提出期限	令和8年 4月27日(月)	メールによる
質問の回答	令和8年 4月30日(木)	ホームページ掲載
企画提案書等の提出期限	令和8年 5月15日(金)	持参による
プレゼンテーション審査	令和8年 5月下旬	
審査結果通知	令和8年 5月下旬	ホームページ掲載・郵送
契約締結	令和8年 5月下旬	

#### 5 応募書類の配布

令和8年4月20日(月)から令和8年5月15日(金)まで、三宅町公式ホームページ(ダウンロード方式)にて配布する。

【三宅町公式ホームページ：<https://www.town.miyake.lg.jp>】

#### 6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和8年4月27日(月) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式2)により、メールにて提出すること。その際、質問書送信後に必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話や来訪等口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法 全ての質問に対する回答は、令和8年4月30日(木)午後5時までに、ホームページにて掲載とする。

#### 7 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式3）
- イ 誓約書（様式4）
- ウ 業務実績調書（様式5）
- エ 企画提案書（任意様式）
- オ 参考見積書

(2) 提出部数

正本1部、副本6部（副本については、会社名やロゴマークをマスキングする等により、提案者が特定されないよう加工したうえで提出すること。）

(3) 提出について

- ア 提出期限 令和8年5月15日（金） 午後5時まで
- イ 提出場所 三宅町教育委員会事務局 社会教育課
- ウ 提出方法 必ず持参により提出すること。土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。なお、いかなる理由においても期限後は受け付けない。

(4) 企画提案書の作成方法

企画提案書については、別紙仕様書のほか「8 審査方法（1）審査基準」を参考に、「A 業務体制、B 業務実績、C スケジュール管理、D 提案内容」の各項目に沿った内容を盛り込み作成すること。また、円滑な審査を実施するため、A～Dの順序に従い企画提案書を作成すること。

(5) 見積書の作成方法

- ア 見積書の金額は、「2 業務概要（4）事業規模価格」を参考とし、提案上限額の範囲内で見積書を作成すること。
- イ 見積書の記載金額は、本業務の総額価格（税抜）、消費税額が別々に記載され、さらにそれらの合計金額が記載されていること。

(6) その他留意事項

- ア 企画提案書の構成は、所定様式（様式3～5）及び任意様式とし、A4両面印刷を基本とする。A3の大きさのものがある場合は、A4の大きさに折り込むこと。
- イ 文字フォントサイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図表内の文字等は例外とするが、読みやすいサイズにすること。
- ウ 企画提案書については、写真やイラスト、イメージ図等を使用しても構わない。カラーページも可とする。
- エ 企画提案は1社あたり1提案とし、複数の提案は認めない。
- オ 企画提案書提出届の提出後に参加辞退する場合は、辞退届（様式1）を三宅町教育委員会事務局 社会教育課へ提出すること。

8 審査方法

(1) 審査基準

審査項目	内 容	配点
A 業 務 体 制	必要な人員が確保され、効果的に業務を遂行できる体制となっているか。	10点

B 業務実績	本業務と同様または類似する業務の経験・実績を有しているか。	10点
C スケジュール管理	業務スケジュールは現実的かつ無理のないものになっているか。	10点
D 提案内容	多様な体験・活動の機会が提供され、事業目的達成のために効果的な内容になっているか。	20点
	児童の年齢に見合ったもので、多くの参加者が見込まれるものか。	20点
	創意工夫により、独自性のあるものか。	20点
E 価格	見積金額	10点
合計点		100点

## (2) 選定委員会

「令和8年度 三宅町学校・地域パートナーシップ事業 子ども体験教室運営業務」プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、上記（1）に定める審査基準に基づき、評価点方式により審査を実施し、最も得点が高い者（最優秀提案者）を受託候補者として決定する。

なお、総得点が総配点の6割に満たない場合は受託者とししない。また、提案者が1者の場合、評価基準による総得点が総配点の6割以上で、かつ選定委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託候補者として決定する。

## (3) プレゼンテーション

選定委員会において、参加資格を満たす者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。なお、プレゼンテーションの順番については、応募書類の受付順とする。

ア 日時 令和8年5月下旬（予定）

イ 場所 三宅町役場 本庁舎内会議室（予定）

ウ 時間 プレゼンテーション及びヒアリングを含めて30分程度  
（説明20分、質疑10分程度を目安とすること。）

エ 出席者 3名までとし、業務担当者を必ず出席させること。

オ 準備物 モニター及びHDMIケーブルは三宅町にて準備するが、パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。

カ その他 プレゼンテーションの日時及び場所、その他連絡事項については、参加者に対しあらかじめ通知する。

プレゼンテーションでは事業者名が特定できる説明はしないこと。また、事業者名がわかるもの（ネーム等）の装着は避けること。プレゼンテーションは提出済の企画提案書のみで実施することとし、当日の追加資料は認めない。

## 9 委託先候補者の決定

本町は、最優秀提案者と詳細協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに最優秀提案者が失格、辞退した場合は、次位得点者を受託候補者として詳細協議を行う。

## 10 審査結果の公表及び通知

審査結果は、最優秀提案者の名称及び評価点の合計点について、三宅町ホームページに掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。また、審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問い合わせには応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

## 11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、業務に要する費用（提案上限額）を超過したもの。

## 12 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

## 13 その他

- (1) 本プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。
- (2) 本プロポーザルの参加等に関する必要な費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類について、変更できないものとし、また理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- (4) 提出書類の著作権は、制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された提出書類の著作権は本町に帰属するものとする。
- (5) 発注者が提示する資料は、提案に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

## 14 提出・問い合わせ先

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町教育委員会事務局 社会教育課（三宅町役場1階）

電話：0745-44-2210（内線155）

FAX：0745-43-0922

メールアドレス：shakai@town.miyake.lg.jp